

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

◇告 示 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
健康保険法による保険医の登録

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
飼料の分析検査の概要
昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二二号の一部改正
解除予定の保安林に関する旨の通知
解除予定の保安林

告 示

鳥取県告示第四百七十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百七十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採 点 表 用
尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目四〇六	呼吸器科、内科学、消化器科、循環器科、放射線科	尾崎 鼎	昭和四十二年六月十五日	乙 点 数 表
高田内科医院	境港市東雲町七	内 科 小 児 科	高田貢太郎	"	"
隅田齒科医院	米子市角盤町二丁目一三三	齒 科	隅田 征二	"	十五 日 齒 点 数 表
百村齒科医院	八頭郡若桜町一八〇	"	百村 浩	"	"
妹尾薬局	米子市角盤町二丁目	"	妹尾 学	"	二十 七 日

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登 録 年 月 日
久芳 英正	鳥取市東品治町二二	鳥齒 二六五	昭和四十二年六月十四日
須山 江	米子市東町五五	鳥醫 一、二六八	三日
吉井 淳一	鳥取市吉方四七七の八	"	一、二六九
鈴木 勝樹	" 田島一九六	"	一、二七〇

鳥取県告示第四百七十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国衛 一六五	久 芳 英 正	昭和四十二年六月十四日
鳥国医一、二六八	須 山 江	三 日
" 一、二六九	吉 井 淳 一	十三日
" 一、二七〇	鈴 木 勝 樹	二十日

登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	登録番号	検 査 結 果			収 入 年 月 日 の 他 特 記 す べ き 事 項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	
神戸市長田区駒ヶ林南町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場	3,428	13.0	1.5	7.5	昭和42年5月11日 境港市竹内町 白バラ飼料有限公司
三井印完全配合飼料肉豚後期用		13.4	2.9	3.9	
神戸市東区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社神戸飼料工場					昭和42年5月11日 米子市灘町3丁目102 島根飼料畜産株式会社
日清印成鶏用完全配合飼料 ニューレグホンヒット	4,579	15.0	2.5	6.0	昭和42年5月12日 米子市純町2丁目138 有限会社 江 畑 商 店
坂出市坂出町浜田3808 日本農産工業株式会社坂出工場		15.7	3.0	3.5	

鳥取県告示第四百七十四号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十二年五月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

マリエイ印成鶏用完全配合飼料	4,496	16.0	2.5	7.0	11.0	
マリエイ印成鶏用完全配合飼料	4,475	16.0	2.5	7.0	11.0	
マリエイ印成鶏用完全配合飼料	5,428	16.0	2.8	3.2	9.3	
神戸市葦合区小野浜町1の1地先 協同飼料株式会社神戸工場						昭和42年5月19日 米子市東福原580の9 協同飼料株式会社山峰営業所
協同印幼豚用完全配合飼料	4,585	17.0	2.5	6.5	9.0	
協同印幼豚用完全配合飼料	4,393	18.1	3.0	3.7	7.1	
協同印幼豚用完全配合飼料		20.0	3.0	5.0	9.0	
呉市築地町9番地 呉飼料株式会社		22.0	3.6	3.1	7.2	
クレスン印完全配合飼料成鶏用	3,495	17.0	3.0	6.0	11.0	昭和42年5月19日 境港市渡町2350 渡辺秀雄商店
クレスン印完全配合飼料成鶏用		17.6	3.4	4.5	8.7	

【備考】 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示す。

非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料の種類	表示区分	検査結果					収去年月日 その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分		
神戸市長田区駒ヶ林南町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場	表	15.0	2.5	7.0	11.0	昭和42年5月11日 境港市竹内町 白バラ飼料有限公司	
三井印完全配合飼料種鶏用	表	16.1	3.1	3.9	10.7		
三井印完全配合飼料ブロイラー用	表	17.0	5.0	6.0	8.0		
三井印完全配合飼料フライニッジャー	表	19.6	6.6	2.1	5.1		
神戸市葦合区小野浜町1番地の地先 日清製粉株式会社神戸飼料工場	表	14.0	1.5	8.0	10.0	昭和42年5月11日 米子市灘町3丁目102 島根飼料畜産株式会社	
日清印成種豚飼育用完全配合飼料	表	14.9	2.9	5.3	8.5		
福岡市邦の津3丁目50番地 日清製粉株式会社福岡飼料工場	表	17.0	5.0	5.5	8.0	昭和42年5月11日 米子市灘町3丁目102 島根飼料畜産株式会社	
日清印若肉鶏用配合飼料	表	17.4	5.4	2.5	6.1		

岡山市桑田町1丁目16 日清製粉株式会社岡山工場									昭和42年5月11日 米子市灘町3丁目102 島根飼料畜産株式会社
数		15.7							5.4
坂出市坂出町浜田3808 日本農産工業株式会社坂出工場									昭和42年5月12日 米子市純町2丁目138 有限公司 江 畑 商店
乳(エイ)印完全配合飼料(仔豚用)人工 乳(ブルコ)A	表	22.0 22.9	3.0 5.4	4.0 2.0	8.0 7.2				
津 市 三重白麦株式会社									昭和42年5月19日 境港市渡町2250 渡辺秀雄商店
人形印白麦米仕上糠									1.5
尾崎市汐江字下佃6番地の1 三崎肥料株式会社									昭和42年5月19日 境港市渡町2250 渡辺秀雄商店
畑粉混合動物性たん白質飼料	票	55.0 58.6							26.4
境港市栄町117 有限会社 柏木精麦精粉所									昭和42年5月19日
飼料用大麦(胚)麦		12.3							1.6
飼料用大麦(粉)麦		11.3							2.3
大山印(イ)ロ麦ぬか混合飼料									4.2
神戸市葦合区小野浜町1の1地先 協同飼料株式会社神戸工場									昭和42年5月19日 米子市東福原580の9 協同飼料株式会社山陰営業所
協同印若肉鶏卵用完全配合飼料 ニューア ニューア	表	23.0 22.5	5.0 5.8	4.0 2.9	6.5 6.6				粗たん白質不足、粗灰分過剰

〔備考〕 表示区分の欄中「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第四百七十五号

昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十二年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県 岐阜県 埼玉県 東京都 千葉県 茨城県 群馬県 山梨県 福岡県 秋田県 栃木県 鹿児島県 青森県 長野県 福島県 北海道 三重県」を「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県 埼玉県 東京都 千葉県 茨城県 群馬県 山梨県 福岡県 秋田県 栃木県 鹿児島県 青森県 長野県 福島県 北海道 三重県 香川県 滋賀県 山口県」に改める。

鳥取県告示第四百七十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町黒坂字久住谷西平ラ五五七の四七(次の図に示す部分に限る。)、五五七の七六から五五七の七八まで

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年七月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一・大字細川字高浜七二六の二二七・七二六の二二九から七二六の二四九まで・七二六の三一九・七二六の三二〇・七二六の三四六・七二六の三六六から七二六の三七八まで・七二六の四三二から七二六の四三四・七二六の四六二から七二六の四七五まで・七二六の五一〇・七二六の五一四から七二六の五一六まで・七二六の五一八(以上六一筆について、次の図に示す部分に限る。)、七二六の二二八、七二六の三一七、七二六の三一八、七二六の三六四、七二六の三六五、七二六の四四一から七二六の四四三まで、七二六の五〇九

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)